

○ 内閣府  
国土交通省 令第 号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 総理府  
建設省 令第三号）の一部を次のように

改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

			(設置者の区分) 第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者(以下「道路管理者」という。)が設置するものとする。 一・二 (略) 三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」、「自動車専用」、「許可車両専用」、「許可車両(組合せ)専用」及び「広域災害応急対策車両専用」を表示するもの 2・3 (略)
			別表第一(第二条関係) 案内標識
			(略)
			警戒標識
			(略)
規制標識			
(略)	種類	番号	表示する意味
			設置場所
			特定車両停留施設(道路法第二条第二項第八
			口及び特定車両停留施設の入

改正前

			(設置者の区分) 第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者(以下「道路管理者」という。)が設置するものとする。 一・二 (略) 三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」、「自動車専用」、「許可車両専用」及び「許可車両(組合せ)専用」を表示するもの 2・3 (略)
			別表第一(第二条関係) 案内標識
			(略)
			警戒標識
			(略)
規制標識			
(略)	種類	番号	表示する意味
			設置場所
			特定車両停留施設(道路法第二条第二項第八
			口その他の特定車両停

用 許  
可 車 両 専

(325の5 - C)	(325の5 - B)	(325の5 - A)
<p>特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第四号に掲げる車両に限る。）</p>	<p>特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第三号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。</p>	<p>号に規定する特定車両停留施設をいう。以下同じ。）であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第一号又は第二号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。</p>
<p>特定車両停留施設の入 口及び特定車両停留施設内の必要な地点</p>	<p>特定車両停留施設の入 口及び特定車両停留施設内の必要な地点</p>	<p>設内の必要な地点</p>

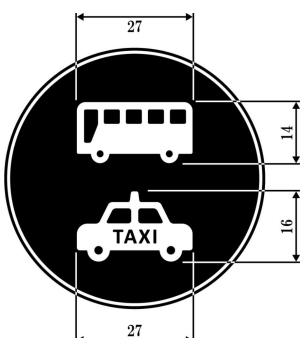

用 許  
可 車 両 専

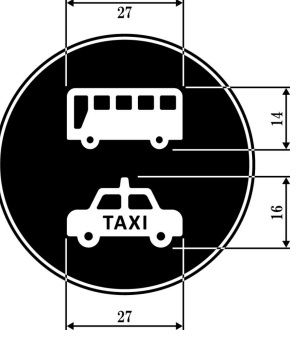
(325の5 - C)	(325の5 - B)	(325の5 - A)
<p>特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第四号に掲げる車両に限る。）</p>	<p>特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第三号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。</p>	<p>号に規定する特定車両停留施設をいう。以下同じ。）であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（道路法施行規則第一条第一号又は第二号に掲げる車両に限る。）を停留させることができるものであること。</p>
<p>特定車両停留施設の入 口その他の特定車両停留施設内の必要な地点</p>	<p>特定車両停留施設の入 口その他の特定車両停留施設内の必要な地点</p>	<p>留施設内の必要な地点</p>

<p>広域災害応急対策車両専用</p>	<p>許可車両（組合せ）専用</p>	
<p>(325の7)</p>	<p>(325の6)</p>	
<p>緊急通行車両（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条第一項に規定する緊急通行車両をいう。）その他の車両であつて、広域災害応急対策（道路法第四十八条の二十九の二第一項に規定する広域災害応急対策をいう。以下この項において同じ。）の実施に関し道路管理者が必要と認めるもの（以下この項において「広域災害応急対策車両」という。）以</p>	<p>特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（標示板の記号によつて表示される車両に限る。）を停留させることができるものであること。</p>	<p>を停留させることができるものであること。</p>
<p>防災拠点自動車駐車場の入口及び防災拠点自動車駐車場の必要ないしは</p>	<p>特定車両停留施設の入口及び特定車両停留施設内の必要な地点</p>	
<p>許可車両（組合せ）専用</p>		
<p>(325の6)</p>		
<p></p>	<p>特定車両停留施設であつて、同法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可に係る車両（標示板の記号によつて表示される車両に限る。）を停留させることができるものであること。</p>	<p>を停留させることができるものであること。</p>
<p></p>	<p>特定車両停留施設の入口その他の特定車両停留施設内の必要な地点</p>	

		<p>外のもの及び広域災害          応急対策車両に係る広          域災害応急対策に従事          する者その他の者であ          つて、広域災害応急対          策の実施に関し道路管          理者が必要と認める者          以外の者の利用を禁止          すること。</p>	
<p>指示標識 (略)</p>	<p>補助標識 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>別表第二(第三条関係)          案内標識 (略)</p>
<p>警戒標識</p>			

<p>指示標識 (略)</p>	<p>補助標識 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>別表第二(第三条関係)          案内標識 (略)</p>
<p>警戒標識</p>			

<p>(略)</p>	<p>補助標識</p>	<p>(略)</p>	<p>指示標識</p>	<p>(略)</p>		<p>許可車両（組合せ）専用 (325の6)</p>	<p>(略)</p>	<p>規制標識</p>	<p>(略)</p>
						<p>広域災害応急対策車両専用 (325の7)</p>			

<p>(略)</p>	<p>補助標識</p>	<p>(略)</p>	<p>指示標識</p>	<p>(略)</p>		<p>許可車両（組合せ）専用 (325の6)</p>	<p>(略)</p>	<p>規制標識</p>	<p>(略)</p>
------------	-------------	------------	-------------	------------	---	--------------------------------	------------	-------------	------------

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一)・(二) (略)

(三) 色彩

1・2 (略)

3 規制標識

(1)・(2) (略)

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、

「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ

）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「

原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するもの

については、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4)・(8) (略)

4 (略)

(四)・(六) (略)

二・四 (略)

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一)・(二) (略)

(三) 色彩

1・2 (略)

3 規制標識

(1)・(2) (略)

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、

「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」、「歩行者専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ

）専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び

「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4)・(8) (略)

4 (略)

(四)・(六) (略)

二・四 (略)

## 附 則

この命令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。